

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成30年4月10日(火) 午後3時00分～午後4時05分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 農業委員(13名) 農地利用最適化推進委員(4名)

| 農業委員 | 氏名 | 農業委員 | 氏名 | 推進委員 | 氏名 |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 | 森本 輝雄 | 8 | 中江 彰 | 1 | 岡本 勝康 |
| 2 | 今村平治郎 | 9 | 上田美加子 | 2 | 寺田 勉 |
| 3 | 鶴山 久雄 | 10 | 前田 全計 | 3 | 稲岡 丈介 |
| 4 | 小川 隆興 | 11 | 藤岡 秀信 | 4 | 吉岡 重治 |
| 5 | 奥本 正嗣 | 12 | 弓場 一郎 | | |
| 6 | 木下 浩明 | 13 | 本郷 保則 | | |
| 7 | 梅田 昌宏 | | | | |

4. 欠席委員 農業委員(0名) 推進委員(0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用配分計画について

議第6号 その他

1) 畑作転換申請承認について

2) 使用貸借権の消滅について

3) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号規定による転用届出の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 それではただ今から4月の定例委員会を開催致します。

本日の出席委員は、農業委員13名全員出席して頂いておりますので総会は成立して

いることを報告致します。

また、推進委員は4名全員出席して頂いております。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。

私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に7番、梅田委員さんと8番、中江委員さんのお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の龍局長と東浦補佐を指名しますので、よろしく願い致します。

議長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。

まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の議案書1ページをお願い致します。

議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。

本件は、農地を、農地として耕作するため、売買による所有権移転及び賃貸借権の設定でございます。

番号1番、申請地、大字西坊城□□□番□(田)1,114㎡、譲受人、樫原市、□□□□、譲渡人、大字西坊城、□□□□、売買による所有権移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。譲受人の耕作面積は、66,651㎡と下限面積は満たしております。場所は、部会現地調査順序表第5番目、秋吉交差点より□へ約10mのところであります。

番号2番、申請地、大字池田□□□番1(田)1,070㎡、大字池田□□□番1(田)1,146㎡、譲受人、大字池田、□□□□、譲渡人、奈良市、□□□□、持分1/2、枚方市、□□□□、持分1/2、売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。譲受人の耕作地面積は、6,835㎡と下限面積は満たしております。場所は、部会現地調査順序表第6番目、総合福祉会館、ゆうゆうセンターより□に約100mのところであります。この申請地は後ほど第3号議案として報告いたしますが、18条の合意解約の通知を提出されており、譲受人の父親が現在の耕作者であり、解約し、現所有者から息子さんに所有権移転される申請です。

番号3番、申請地、大字松塚□□□番(田)1,093㎡、借受人、大字松塚、□□□□、貸出人、大字松塚、□□□□、賃貸借権の設定による耕作権の移動でございます。譲受人の耕作地面積は、7,155㎡と下限面積は満たすこととなります。場所は、部会現地調査順序表第7番目、藤森大池より□へ約150mのところであります。この案件につきましても第3号議案の18条の合意解約により現在の賃借地を解約し、同じ所有者の別の農地に対し改めて賃貸借権の設定をするための申請です。

以上、議第1号につきましては3件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、それぞれの受人又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況、農作業の従事者数等からみて、いずれ

も現在保有しているすべての農地の耕作状況又は管理状況からして、今回取得する農地も含め、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。

次に、権利の取得後、耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、それぞれの申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からしても、それぞれの受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、それぞれの申請者がその地域において従前より耕作されており、支障がないものと考えます。

以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可物件のすべてを満たすと判断致します。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声有り）

議 長 　なしとの声がありましたので採決致します。

それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議第2号を議題と致しますが、この案件につきましては、前田委員さんが申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。

（前田委員、退席）

それでは、事務局より説明願います。

事務局 　議案書2ページ、議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買による所有権移転及び使用貸借権や賃貸借権の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字田井□□□番2（田）940㎡、借受人、大字田井、（株）□□□□、貸出人、大字田井、□□□□、賃貸借権の設定により露天駐車場への転用申請でございます。場所は、部会現地調査順序表第2番目、近鉄浮孔駅より□へ約400mのところでございます。

番号2番、申請地、大字藤森□□□番1（田）1,063㎡、譲受人、大字藤森、□□□□□□□□□□、譲渡人、奈良市、□□□□□□、売買による所有権移転により、露天駐車場への転用申請でございます。場所は、部会現地調査順序表第3番目、青垣園の斜め□側でございます。

番号3番、申請地、曾大根一丁目□□番1（田）697㎡、譲受人、大字秋吉、株式会社 □□□□□□、譲渡人、橿原市、□□□□□□、売買による所有権移転により、一戸建専用住宅及び露天駐車場への転用申請でございます。場所は、部会現地調査順序表第1番目、浮孔西小学校より□へ約100mのところでございます。

番号4番、申請地、大字池尻□□□番1の一部（田）1,727㎡、の内274.34㎡、大字池尻□□□番4（田）81㎡、借受人、大字池尻、□□□□□□、貸出人、

桜井市、□□□□、使用貸借権の設定により、露天駐車場への転用申請でございます。場所は、部会現地調査順序表第4番目、高田生花卸売市場より□へ約150mのところでございます。

以上、第2号議案につきましては4件の申請で、いずれも申請に伴う必要書類等は具備致しております。

議 長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長

それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

番号1、大字田井の(株) □□□□の申請であります。申請地の現況は、休耕されておりました。周囲の状況は、北側と東側と西側は農地 南側は道路です。既設の擁壁まで、地上げし土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方や田井水利組合からも同意を得ています。汚水の発生はなく、雨水は自然浸透で南側の水路へ排出されます。周囲への被害はないものと思われまます。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。

番号2、大字藤森の□□□□□□□□の転用の申請であります。申請地の現況は、畑として地上げされており、休耕状態です。周囲の状況は、北側と南側は宅地、東側は道路、西側は河川です。整地し使用することです。藤森水利組合からも同意を得ています。汚水の発生はなく、雨水は自然浸透で東側の水路に排出されます。周囲への被害はないものと思われまます。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。

番号3、曾大根一丁目の(株) □□□□□の転用の申請であります。申請地の現況は、耕作されておりました。周囲の状況は、北側は里道 南側と東側は道路、西側は農地です。周囲に擁壁をもうけ、地上げし土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方や曾大根水利組合からも同意を得ています。汚水は、浄化槽を設け、雨水とともに東側既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われまます。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。

番号4、大字池尻の□□□□さんの転用の申請であります。申請地の現況は、休耕されておりました。周囲の状況は、北側は農地、南側は里道、東側は父親所有の農地 西側、は道路です。土が入った状態ですので、整地して使用されます。隣接農地の方や池尻水利組合からも同意を得ています。雨水は自然浸透です。周囲への被害はないものと思われまます。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。

以上、農地部会での審議結果を報告させていただきます。審議よろしくお願いたします。

議 長

ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは説明させていただきます。1番大字田井の申請地ですが、近鉄浮孔駅より500m内に位置しており、農地区分は第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、会社名義の金融機関の通帳の写しが添付されており、事業計画書の資金計画内容からして転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に申請に係る用途に遅滞なく供するこ

との確実性の点につきましては、申請者からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手とのことでありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると判断致します。

続いて、2番大字藤森の申請地ですが、ガスパ水管の埋設された4m以上の道路に面し周囲に公共施設があり、農地区分は第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は法人の資金でまかなう計画で、法人名義の金融機関の通帳の写しが添付されており、事業計画書の資金計画内容からして、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後よりすぐに着手、約1ヶ月で完成とのことです。また、計画面積につきましては、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると判断致します。

続いて、3番目の曾大根一丁目の申請地ですが、ガスパ管、水管の埋設された4m以上の道路に面し周辺に浮孔西小学校等の教育施設があり、農地区分は第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、会社名義の金融機関の通帳の写しが添付されており、事業計画書の資金計画内容からして、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。

次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後よりすぐに着手、約1年で完成することですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、転用内容からしても妥当な面積であると判断致します。

続いて、4番目大字池尻の申請地ですが、ガスパ水管の埋設された4m以上の道路に面し周辺に医療施設等があり、農地区分は第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、地上げされた状態ですので、整地のみ計画で、資金は必要なく資金証明等の添付はされておりません、事業計画書の資金計画内容からして、転用の目的を達成する資金は必要ないと判断致します。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後よりすぐに着手、約1ヶ月で完成とのことです。また、計画面積につきましては、転用の目的からも妥当な面積であると判断致します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

13番 　私、4番の申請地の近くに耕作地があり以前から、倉庫などが建っていたところだと思っておりますが、駐車場への転用ですが、家が建っていたように思われますが、そこは申請されているのでしょうか。

事務局 　昨年の3月に申請されたおり、許可がおります。本郷委員はまだお越しいただいている時の申請です。

13番 　昨年に申請があったのですね。家の建っていない今回の申請地の部分に倉庫があったような記憶があるのですが。

事務局 　倉庫の部分はかなり昔に届け出されております。倉庫をつぶされて申請されておりますので、再度申請していただく形となりました。

13番 　課税の関係はどういう扱いをされておりますか。宅地の課税それとも雑種地課税ですか。

事務局 　そちらの関係につきましては、税務課での判断になりますので、こちらではお答え

できません。

議 長 他にご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。

続いて議第3号を議題と致しますが、議題に入ります前に、前田委員さんの入室、着席をお願い致します。

(前田委員入室、着席)

議 長 前田委員さんが着席されましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局 議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。

本件は、農地の耕作権の解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字藤森□□□番1(田)1,503㎡、借受人、大字藤森、□□□□、貸出人、大字藤森、□□□□、解約理由は、自己管理するためでございます。

番号2番、申請地、大字神楽□□□番1の一部(畑)550㎡の内100㎡、借受人、神楽二丁目、□□□□ 承継人、□□□□□、貸出人、神楽二丁目、□□□□、解約理由は、賃借人死亡のためでございます。

番号3番、申請地、大字池田□□□番1(田)1,070㎡、大字池田□□□番1(田)1,146㎡、借受人、大字池田、□□□□、貸出人、奈良市、□□□□、枚方市、□□□□、解約理由は、売買するためでございます。

番号4番、申請地、大字松塚□□□番(田)1,069㎡、借受人、大字松塚、□□□□、貸出人、大字松塚、□□□□、解約理由は、貸付地の交換のためでございます。

以上、第3号議案につきましては4件の通知でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

(なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、議第3号は事務局処理と致します。

次に入ります。議第4号を議題と致しますが、この案件につきましては、木下委員さんと中江委員さんの親族が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。

(木下委員、中江委員 退席)

それでは、事務局より説明願います。

事務局 議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する

者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番1（田）992㎡、利用権の種類は、賃貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、借賃は1筆10,000円、利用期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する者、大字吉井、□□□□、利用権を設定する農地、大字吉井□□番（田）1,095㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付しての利用で、利用期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

整理番号3番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する者、大字吉井、□□□□□、利用権を設定する農地、大字吉井□□番1（田）466㎡、大字吉井□□番1（田）378㎡、大字吉井□□番1（田）405㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、利用期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

整理番号4番、利用権の設定を受ける者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番2（田）269㎡、大字松塚□□□番2（田）229㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、利用期間は、平成30年5月1日から平成36年4月30日までの6年間でございます。

整理番号5番、利用権の設定を受ける者、葛城市、□□□□、利用権を設定する者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番1（田）937㎡、大字松塚□□□番（田）1,583㎡、大字松塚□□□番（田）658㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、利用期間は、平成30年7月1日から平成33年6月30日までの3年間でございます。

整理番号6番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□、利用権を設定する者、大字根成柿、□□□□□、利用権を設定する農地、大字根成柿□□□番1（田）1,927㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、利用期間は、平成30年5月1日から平成33年4月30日までの3年間でございます。

整理番号7番、利用権の設定を受ける者、南陽町、□□□□、利用権を設定する者、大字曾大根、□□□□□、利用権を設定する農地、大字曾大根□□□番1（田）1,007㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を作付けしての利用で、利用期間は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの6年間でございます。続きまして5頁に移ります。

整理番号8番、利用権の設定を受ける者、磯野町、□□□□、利用権を設定する者、南本町、□□□□、利用権を設定する農地、大字東中□□番1（田）1,124㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、利用期間は、平成30年5月1日から平成33年4月30日までの3年間でございます。

整理番号9番、利用権の設定を受ける者、檀原市畝傍町、なら担い手・農地サポートセンター、利用権を設定する者、大字藤森、□□□□、利用権を設定する農地、大字藤森□□□番2（田）1,180㎡、中間管理権の設定により使用貸借にて担い手へ貸付を行うため、利用期間は、平成30年5月1日から平成40年12月31日までの約10年間でございます。

整理番号10番、利用権の設定を受ける者、檀原市畝傍町、なら担い手・農地サポートセンター、利用権を設定する者、檀原市、□□ □、利用権を設定する農地、大字西坊城□□□番1（田）1,596㎡、中間管理権の設定により使用貸借にて担い手へ貸付を行うため、利用期間は、平成30年5月1日から平成40年12月31日までの約10年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しまして、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手をお願い致します。何かございませんか。
（なしの声あり）

議 長 　なしとの声がありましたので、異議などがないということで採決致します。それでは、議第4号について原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので議第4号は、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

議 長 　次に議第5号を議題と致しますが、議題に入ります前に、木下委員さん、中江委員さんの入室、着席をお願い致します。
（木下委員、中江委員入室、着席）

議 長 　着席されましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局 　議第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農地利用配分計画について説明致します。本件は、白紙委任を受け、農地の所有者から農地を借り受けた農地中間管理機構が、その借り受けた農地を次の耕作者に貸すための手続きとして農地利用配分計画を定める必要があります。

一方で、農地中間管理機構が農地利用配分計画を定める場合には、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定によりまして、市町村に対し、その計画案を提出するよう求めることが出来るとされていることから、市町村がその計画案を作成するにあたり、必要と認めるときは農業委員会の意見を聴くものされています。

今回、市の産業振興課で農地利用配分計画案が作成されましたので、議案第5号のとおり農業委員会に対し意見を求められましたので、本日も審議頂くものでございます。この案件は、議第4号で中間管理権を設定した農地となります。

番号1番、利用権の設定を受ける者、宇陀市、□□□□、利用権を設定する農地、大字藤森□□□番2（田）1,180㎡、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で期間は、平成30年5月1日から平成40年12月31日までの約10年間でございます。

現に権利の設定を受けている者、公益財団法人、なら担い手・農地サポートセンターでございます。

番号2番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する農

地、大字西坊城□□□番1（田）1,596㎡、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で期間は、平成30年5月1日から平成40年12月31日までの約10年間でございます。

現に権利の設定を受けている者、公益財団法人、なら担い手・農地サポートセンターでございます。以上、農地利用配分計画については2件でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

議 長 　質問がないようですので採決致します。

それでは、第5号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農地利用配分計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、第5号議案につきましては、許可相当の意見を付し、市の産業振興課へ回答することに決定致します。

次に入ります。議第6号、その他の1番を議題と致しますがこの案件につきましては、上田委員さんの親族が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。（上田委員退出）

それでは、事務局より説明願います。

事務局 　議案第6号その他、1番、畑作転換申請承認について説明致します。

番号1番、申請地、大字松塚□□番（田）870㎡、申請人、大字松塚、□□□□、田から畑への変更であります。場所は、部会現地調査順序表第8番目、近鉄松塚駅より□□へ約500mのところ。作付け計画は、大和高田市特選野菜を周年で栽培されます、盛土計画は15cm、自己管理されるということです。なお、書類上は具備されています。以上、畑作転換申請承認については1件の申請でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査を願って審議して頂いておりますので、農地部会長より説明を願います。

部会長 　それでは農地部会の審議内容を報告させていただきます。

番号1、大字松塚の□□□□さんからの申請です。2月に3条申請にて取得され、今回、田から畑への申請がありました。北側・南側・東側に農地がございますが、隣接農地の方々からも同意を得ています。周囲への被害はないものと思われ。妥当な申請であろうという審議結果でした。以上報告致します。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに農地部会長より説明のあったとおりですが、この件につきましてご意見、ご質問など、何かございましたら挙手をお願い致します。異議などございませんか。

（なしの声あり）

議 長 　なしとの声がありましたので、異議がないということで採決致します。それでは、議第6号その他の1番を承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議第6号、その他、1番の畑作転換申請承認については、事務局処理と致します。次にその他の2番を議案といたしますが、議題に入ります前に、上田委員さんの入室、着席をお願い致します。

(上田委員入室、着席)

議 長 上田委員さんが着席されましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局 議第6号、その他の2番、使用貸借契約の消滅について説明致します。今回の案件は、農業者年金の経営移譲年金の支給の後継者に使用貸借権定されていた農地を農業者年金の受給者がお亡くなりになったものの契約を解消するためのものの申請でございます。

番号1番、解約する農地、大字池田□□番1(畑)873㎡、大字池田□□□番1(田)714㎡、大字池田□□□番1(田)630㎡、借受人、大字池田、□□□□、貸出人、大字池田、□□□□□、番号2番、解約する農地、大字池田□□□番1(田)1,366㎡、大字池田□□□番1(田)1,036㎡、借受人、大字池田、□□□□、貸出人、大字池田、□□□□、番号3番、解約する農地、東雲町□□□番2(田)78㎡、東雲町□□□番2(田)234㎡、大字土庫□□□番1(畑)255㎡、借受人、土庫二丁目、□□□□、貸出人、土庫二丁目、□□□□、

以上、使用貸借契約の消滅については、3件の通知でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

13番 この案件の意味がよく理解できないのですが、私の地域の方の名前もありますので、かみ砕いて説明していただけますか。

事務局 農業者年金の上乗せ支給のある経営移譲年金を受給するためには、後継者に耕作権を移さなければならないのですが、受給者がお亡くなりになられて、その方が相続されれば問題がないのですが、別の方が相続された場合、使用貸借権が設定されたままになりますので、その契約を解消するための手続きとなります。

13番 わかったような、まだ納得できていない部分あるのですが、□□さんは、□□さんさん□□さんとはご兄弟ですよ。

事務局 ご兄弟です。年金を受給されていた方が、□□さんで、後継者として俊樹さんが耕作されていたのですが、□□さんも相続されましたので、□□さんの相続分の解約をするということです。

13番 まだ十分理解しておりませんが、何となくわかりました。

3番 私の地域の方もおられるので、説明お願いできますか。今回農地を買われるからですか。

事務局 この土地に関しては農地の購入されることには関係しておりません。□□さんについては□□さんが年金の受給者で後継者として□□さんに使用貸借権の設定をされていたのですが、相続人は、□□□さん、□□さんで、受給者がお亡くなりになり使用貸借権を設定している必要がなくなったので、所有者と耕作権を同じにするために今回使用貸借権の設定を解約されるための手続きをして頂いたということです。

3番 わかりました。

議 長 他にないですか。他にご質問等ないようでしたので、異議がないものとして採決致します。それでは、議第6号、その他の2番、使用貸借契約の消滅について承

認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので議第6号、その他の2番は、事務局処理に決定致します。続いて、議第6号、その他、3番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第6号、その他の3番、専決処分の報告について報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得した場合の届出についての事後報告でございます。

番号1番、所在地、大字奥田□□番(田)外5筆、農地面積は合計で田が6,486㎡、畑が718㎡、相続人、大字奥田、□□□□、平成30年3月5日、相続による所有権の移転の届出で、あっせんの希望はされておりません。以上、農地法第3条の3第1項の規定による届出については1件の届出でございます。

議 長 ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。続いて議第6号、その他、3番、専決処分の報告について報告第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第6号、その他の3番、専決処分の報告について報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、平成30年2月27日から3月26日までに届出があった案件でございます。

番号1番、転用届出地、曾大根一丁目□□番1、(田)1,278㎡、譲受人、葛城市、□□□□、譲渡人、南陽町、□□□□、露天駐車場への転用届出でございます。確認委員の木下委員に、平成30年3月6日に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

議 長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとの事でございますので、報告第2号を終わります。

議 長 議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。ないようでしたら事務局より何かありましたら、お願い致します。

事務局 議案書の中に、別紙様式と記載されたA3の一枚物をお入れしておりますが、農地利用最適化に係る活動状況調査の報告を県より依頼ありまして、回答に当たっては農業委員会で十分議論の上回答するようにとのことでしたので今回入れさせていただきました。事務局としての案を先にご説明させていただきます。

(別紙)

以上の内容でございます。

議 長 私も、県の会議の時に調査の依頼をうけておりましたが、この内容につきまして何かご意見、ご質問ございませんか。

(なしとの声あり)

議 長 ご意見ないようですので、このまま報告頂くということでもよろしいですか。他に何かありませんか。ないようですので、これで4月の定例委員会を終らせて頂きます。委員の皆様方には大変ご苦労様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 今 村 平治郎

署名委員 梅 田 昌 宏

署名委員 中 江 彰